# 議会改革検討委員会設置要綱

# (検討組織の設置)

- 第1 東京都議会に、議会改革検討委員会(以下「検討委員会」という。) を設置する。
- 2 検討委員会は、東京都議会会議規則第126条第3項に規定する協議等 の場とする。

## (目的)

- 第2 検討委員会は、次の事項について調査・検討することを目的とする。
  - (1) 議会改革に関する事項
  - (2) その他必要な事項

## (構成)

- 第3 検討委員会は、都議会議員のうちから、議長が指名する委員12名を もって組織する。
- 2 前項の委員の選出会派及び人数は、次のとおりとする。

都民ファーストの会 東京都議団5名都議会公明党2名東京都議会自由民主党2名日本共産党東京都議会議員団2名

都議会民進党 1名

### (委員長及び打合会)

- 第4 検討委員会に、委員長1名を置く。
- 2 委員長は、検討委員会において互選する。
- 3 委員長は、検討委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 4 委員長は、必要に応じ、検討委員会の了承を得て、有識者、執行機関等 の出席を求めることができる。

- 5 検討委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、検討委員会に打合会を置く。
- 6 打合会は、委員長及び検討委員会の委員のうち各会派から選出された委 員各1名で組織する。

## (会議の公開)

- 第5 検討委員会は、これを公開する。ただし、委員会に諮り、非公開とすることができるものとする。
- 2 打合会は、非公開とする。
- 3 検討委員会の傍聴に関し必要な事項は、東京都議会委員会傍聴規則(昭和49年東京都議会規則第2号。以下「規則」という。)を準用する。この場合において、規則の規定中「委員会」とあるのは「検討委員会」と読み替えるものとする。

## (記録)

- 第6 検討委員会(打合会を除く。)は、委員会速記録を作成する。
- 2 検討委員会の委員会速記録は、印刷し、これを公開する。ただし、会議 を非公開とするときは、この限りでない。

## (報告)

第7 委員長は、検討の経緯及び結果について、適宜、議長に報告する。

### (設置期間)

第8 検討委員会の設置は、第7に規定する報告終了までとする。ただし、 議員任期満了の日を限度とする。

### (その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な次の事項は、 委員長が検討委員会に諮って決定する。
  - (1) 全体の審議日程

- (2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い
- (3) その他

附則

この要綱は、平成29年8月8日から施行する。